

## 西宮市空家等対策計画改定支援業務に係る企画提案者審査基準

(趣旨)

第1条 この基準は「西宮市空家等対策計画改定支援業務」(以下「本業務」という。)の受託候補者を選定するために必要な事項について定める。

(審査項目)

第2条 受託候補者を選定するための評価項目は、次の各号に掲げるとおりとし、評価基準等の詳細は別表に定める。

(1) 業務遂行能力

- ア 組織としての経験・実施能力
- イ 統括技術者・主任技術者の経験・実施能力

(2) 提案内容に対する評価

- ア 業務の実施方針等
- イ 計画に対する発想・課題解決方法等の提案等
- ウ 資料作成能力

(3) 価格評価

- ア 参考見積

(評価点)

第3条 評価項目の審査は、評価点により行う。各項目の配点は次の各号に掲げるとおりとし、評価点の合計は100点満点とする。

- |                      |     |
|----------------------|-----|
| (1) 業務遂行能力 (A項目)     | 32点 |
| (2) 提案内容に対する評価 (B項目) | 58点 |
| (3) 価格評価 (C項目)       | 10点 |

2 A項目及びB項目の審査は、相対評価で評価する。

(選定審査票)

第4条 審査は別に定める選定審査票を用いて行う。

(審査方法)

第5条 審査方法は、次の8点のとおりとする。

(1) 予算額を超えている場合は、その企画提案書は審査から除外する。

(2) 評価は、相対評価により行うものとし、優秀と思われるものから順位を付し、それぞれの項目の順位に応じた掛け率を配点に乗じて評価点を算出する。ただし、価格評価(C項目)の評価点については算出式{配点×(予算額-見積価格)/(予算額-最低見積価格)}で算出することとする。

(3) 評価項目のうち業務遂行能力(A項目)については書類審査とし、{評価項目別審査基準(別表1)}に基づき、環境衛生課(審査委員会事務局)、建築指導課及びすまいづくり推進課が評価点を算出し、審査委員会委員全員の承認を得ることで、審査委員会の評価点を確定する。

(4) 評価項目のうち業務遂行能力(A項目)の評価点算出につき、割り切れない場合は、小数第2位を四捨五入することとする。

(5) 評価項目にある提案内容に対する評価(B項目)は、提出された企画提案書等の結果を踏まえ、{評価項目別審査基準(別表1)}に基づき審査委員会が評価点を算出する。

(6) 評価項目にある提案内容に対する評価(B項目)の評価点は、各委員の評価点の平均値をもって審査委員会の評価点とする。各委員の評価点の平均値が割り切れない場合は、少数第2位を四捨五入することとする。

(7) A項目、B項目及びC項目の評価点の合計点が最高である企画提案書の提案者を受託候補者として選定する。ただし、最高得点を獲得した企画提案書の提案者が複数あった場合は、審査委員会の議決により受託候補者を選定する。

(8) 1応募者のみが参加申込書を提出した場合であっても、本条(1)～(6)の規定に基づき、A項目、B項目、C項目の全てについて評価点を付し、審査委員会が応募者を受託候補者とするか否かの判断を行うものとする。

付 則

1 この基準は、令和3年6月18日から実施する。

(別表1)評価項目別審査基準

評価項目		評価の着眼点	評価の指標
【A項目】 業務遂行能力 (合計32点)	組織としての 経験・実施能力 (小計16点)	同種・類似業務の経験	過去5年間の本業務と同種あるいは類似した業務実績
		業務遂行のために必要な実施体制を用意しているか	本業務を実施するために必要な人員を確保しているか 適切な分担・管理体制がとられているか
		統括技術者の管理能力	統括技術者の取得資格の種類と数
	統括技術者・主任 技術者の経験・実 施能力 (小計16点)	統括技術者の同種・類似 業務の経験	過去5年間における本業務と同種あるいは類似した業務実績
		主任技術者の同種・類似 業務の経験	過去5年間における本業務と同種あるいは類似した業務実績
		適切な人材を確保しているか	主任技術者あるいは技術協力者に有効な資格を取得している者がいるか
	本業務に従事できる時間が十分か	現在の本業務以外の手持ち業務の数	
【B項目】 提案内容に対する評価 (合計58点)	業務の実施方針等 (小計18点)	業務の理解度	地域特性、国の動向等を踏まえて、本市の意図するところを把握しているか
		作業計画の妥当性・効率性	業務実施フロー、工程表に実現性、柔軟性があるか
	計画に対する発 想・課題解決方法 等の提案等 (小計34点)	提案内容① 本市が行った令和2年度空家等実態調査の結果を基に、本市の空き家に関する課題を導き出す方法について	・令和2年度調査結果について、平成28年度調査結果との比較を踏まえ、理論的に課題を導き出す方法の提案がなされているか ・調査結果を活用し、他市の事例や独自のアイデアが提案されているか
		提案内容② 今後、想定される本市の空き家に関する課題とその課題を解決するためのアイデアについて	・本市の空き家の実情に合った他市の事例や独自アイデアが提案されているか ・多様な視点から課題の整理、分析が行われており、提案内容が的確で説得力があるか
資料作成能力 (小計6点)	提出資料は見やすいか	提案書のまとめ方	
【C項目】価格評価(10点)	参考見積	予算の範囲内であるか	配点×(予算額－見積価格)/(予算額－最低見積価格)
合計	—	—	—

## 【評価点の算出式】

- 1位: 配点×参加申込者数/参加申込者数  
2位: 配点×(参加申込者数-1)/参加申込者数  
3位: 配点×(参加申込者数-2)/参加申込者数  
4位: 配点×(参加申込者数-3)/参加申込者数  
5位: 配点×(参加申込者数-4)/参加申込者数  
..... 以下同様

A項目で1次審査し、上位5者(参加申込が5者未満の時は全員)が2次審査に進む。  
2次審査ではB項目及びC項目を審査するが、提案書の特定は総合評価(A+B+C)で行う。

※A項目及びB項目の評価は相対評価とする。  
※評価点の算出式は左のとおりとするが、考え方としては優秀なものから順位を付し、それぞれの項目の順位に応じた掛け率を配点に乗じて評価点を算出する。  
※算出した数値が小数点以下になる場合は少数第2位を四捨五入することとする。